

令和7年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月7日(木) 午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第31号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第32号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第33号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第34号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第35号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	槻木 昇平
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	並木 菜月
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
肥前市民センター職員	水田 逸誠
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号2番中山政俊委員、議席番号3番平田菊典委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	はい。先日皆さんに議案を送付した後、農地法第5条の許可申請につきまして整理番号2番の取下げがございましたので、報告をいたします。それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について4件でしたが、これが3件、議案第32号農地法第4条の規定による許可申請について4件、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について6件、議案第34号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、議案第35号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について1件、計15件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につき

ましては議案集をご覧いただきたいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第31号から第35号までの議案15件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で796.52平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、(物件排水管)設置許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大35センチの盛土、98センチの切土を施し、整地し、東側にはコンクリートブロックおよび側溝を新設、西側は既存分を利用し、南側は法面保護を施し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで東側に新設する側溝および排水管を介して南側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは3日の日に現地調査をいたしまして、周りは全部もうほとんど農地はないという所です。何も問題ないということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。古賀委員。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。2点ございます。1点目が施設等の概要という欄で、駐車場から排水路用域まで数字を書いているんですが、これを足し算しますと、

1, 000を超す面積になります。今回の当該用地につきましては796平米ということになっておりまして、ちょっと数字が合わないというのが1点目でございます。それから2点目が、備考欄のところで土地代金というところに数字が入っております。で、権利の種類のところで使用貸借というふうに書いてありまして、使用貸借、これまで出てきた例では使用貸借の場合は0という数字が並んでおるんですが、今回土地代金のところに数字が入っているのであれば、使用貸借というよりも賃借権のほうじゃないかなというふうに思ったものですから、確認のお尋ねでございます。以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

議長

今のご意見に対して事務局のほうからお願いします。

農地係長

はい。お答えします。施設配置図でちょっとわかりづらいんですけど、西側と東側に農地外がありまして、西側が雑種地で94平米ですね。すみません。3筆になります。もう1つ雑種地が34平米あって、東側が140平米ほどありますので、それまで足したらそういうふうになりまして、一体利用地に、すみません。一体利用地と書いてなかったのがちょっと問題だったかなと思いますので、すみません。次回から気をつけさせていただきます。それとこの使用貸借権なんですけど、〇〇さんの会社が〇〇というところですので、そこに自分の土地やっけんということでもう賃借料はなしで使用貸借権ということでうちのほうは聞いております。すみません。土地代で上がっている分はですね、事業計画書の中に相

手方からもらう賃料の分を書いてあったので、そのまま書き足してしまっています。ですので今回の転用で発生する土地代金じゃないです。実際利用をしだしてからの話ですので、すみません。そこをもうちょっと見て書いとかないかんやっただす。すみませんでした。うちの誤りでございます。ですので今回そこは使用貸借のままでは大丈夫かと思いたすので、ここは本当は上がってきたらいかん状態でした。すみません。

議長 古賀委員ただいまの説明でよろしいでしょうか。（「はい。」）
よろしいですね。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番が取り下げられましたので、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 5 6 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、ドッグランです。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議

案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第 1 種農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 1 6 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 3 番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

能隅良子委員 はい。1 6 番の能隅です。7 月の 3 0 日の日に南部調査会で現地の確認をしに行きました。周辺に田んぼばかりの真ん中に建っている一軒家を買われた方の議案になります。特

	に問題はないだろうということで南部調査会のほうでは判断いたしました。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。
古賀由紹委員	失礼します。古賀でございます。細かいことを聞いて申し訳ないんですけども、資料図のほうの7ページの右半分に住宅地図が載ってまして、今回の田の譲渡人さんと思えるような方の名前が載っております。その土地を、その住宅をお買いになった方が今回隣の田んぼをドッグランになさるといふふうに私は理解しまして、ある意味空き家バンク的なことでの内容かなあと思ったんですが、そういう理解でよろしゅうございますでしょうか。以上でございます。
議長	はい。どうぞ。
農地係長	はい。お答えします。すみません。先ほどまずもって畑と言ってしまいましたけど、田でしたので、すみません。訂正をします。それと古賀委員がおっしゃったとおりでございます。この宅地の方の所有の土地を一部はドッグランとして買って、あと残りは3条で買われるというのをちょっと聞いております。ですのですみません。そういう理解で大丈夫でございます。すみません。田でしたので訂正します。すみません。
議長	よろしいでしょうか。ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。すみません。説明に入ります前に議案書の差し替えをお願いします。机の上に置いております４番の議案書のほうを見ていただけたらと思います。事業費の内訳が誤っておりまして、訂正をさせていただいております。申し訳ございません。では説明のほうに戻ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２８８平方メートルです。ここは普通に畑になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、令和７年１２月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発

掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大42センチの盛土を施し、整地し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の既存側溝へ流し、汚水も敷地内に新設する合併浄化槽を介して東側道路の既存側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

平田菊典委員 3番平田です。今説明のとおり、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から市道を100メートルぐらい入った所が現地です。現地を見てみまして、地図の上でもわかりますように、東側、南側は道路に囲まれています。それと今説明にあった区長、生産組合長さんの意見書もあり、また尋ねたら、周りの地権者の承諾も得ておるということでしたので、問題はないと思います。皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、議案第 3 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 0 8 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 1 3 ページから 1 5 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、宅地および南側通路を通り、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北西側の既存側溝を介して

東側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。今月1日の日に東部調査会で現地の確認を行いました。3ページの備考欄のところにいろんな経費を載せていただいておりますが、建設費のところに数字が載っておりまして、駐車場なのに何で建設費という疑問のある方もいらっしゃるかと思いますが、周り、右は東になりますかね。そっちのほうは狭い川なんです、水路みたいな感じですが、そことの間にフェンスを張られるということで、フェンスの分が整地に入れるわけいかんということで建設費のところに整理されたというふうに聞いておりますが、そういうことも含め、見てもらいまして、資料図の13ページにありますように、もう集落の中でございますが、この枠からちょっとはみ出ておりますが、左上のところに地区の〇〇〇があるような所でございます。で、ご本人さんが敷地が駐車場の分が足りないということで自分の農地を駐車場にしようということでございました。そういう内容を見てもらいまして、特

に問題ないだろうということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 3 3 9 . 8 2 1 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、一般住宅および合併浄化槽です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 1 6 ページから 1 8 ページをご覧ください。すみません。1 8 ページの施設配置図にちょっと補足がありまして、この太枠が浴室から外れてますが、面積の中に入っておりますので、すみません。この資料図の太枠の線がちょっと誤っております。面積の中には浴室は入っておりますので、その点はすみませんがご了承ください。説明に戻ります。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可が必要なことを知らずに昭和48年頃に一般住宅を建築されて利用されており、始末書が提出されています。なお合併浄化槽については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、住宅は既に転用済みで、現状のまま利用し、南側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は既存雨水桝を介して南側の既存道路側溝へ流し、汚水も新設合併浄化槽を介して南側の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 14番河上です。現地の調査を南部調査会で7月31日に行いました。この土地は私の所有する畑の横ですので、十分に承知しております。議案書にもありますように、約50年前に家が建っております。今回申請されたいきさつとしては

ですね、浄化槽を作るということで調べたところ、地目が畑だったということからこの申請になっておりまして、南部調査会としては、もうそれはしかたないだろうということで結論づけたところです。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 4 6 1 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 1 9 ページから 2 1 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、許可が必要なことを知らずに平成 6 年頃に住宅を建築した際に一緒に敷地として利用されており、庭や車庫、物置用地になっております。そのことについての始末書が提出されてい

ます。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側側溝を介して南側側溝へ流し、汚水も合併浄化槽を介して南側側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 同じく14番河上です。これも7月30日に現地調査をいたしました。上の件とさほど変わらないわけですが、これは約20年経っております。既に宅地の一部として利用されておりますので、いたしかたないだろうということで南部調査会は判断したところです。皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案集 4 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 3 4 9 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、飼料置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 2 2 ページから 2 4 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、令和 5 年頃よりラップ梱包飼料の仮置き場で利用し、移動されないまま置場にされていて、そのことに対する始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

議長
山添明委員

議長

規定による許可申請について整理番号 1 番から議案集 6 ページ整理番号 6 番を議題とします。この 6 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 5 ページから 6 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 5 件、使用貸借権に関する案件が 1 件の合計 6 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 3 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩を取りたいと思います。

再開の時間を１６時５分、４時５分としたいと思います。

～～～～～～～○～～～～～～～

１５時５０分 休憩

１６時０５分 再開

～～～～～～～○～～～～～～～

議長 時間がまいりましたので、ただいまから会議を再開したいと思います。議案集７ページ、議案第３４号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について筆番号１番から議案集９ページ筆番号３７番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の７ページをご覧ください。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。お手元の調査書１ページから１３ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第１８条第５項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集10ページ、議案第35号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について筆番号1番から3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の10ページをご覧ください。所有権につきましても議案書と同様に調査書をお手元に配付しておりますのでご用意ください。貸借と同じ様式の2枚つづりとなっております。すみません。ここの中に所有権の設定等を受ける者と書いておりますけど、これは移転の誤りですので、すみません。設定等というのはありませんので、所有権の移転を受ける者と訂正をお願いいたします。すみません。筆番号1番から6番までにつきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。調査書は受け手ごとにまとめて1枚ずつ作成しております。1ページから3ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、受け手については各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。古賀でございます。1点確認です。今日いただきました調査書の2ページなんですけれども、右半分の中

ほどに増加する面積という欄がございます。具体的にいきますと2, 334となっておりますが、左のほうの面積を見ますと2, 234となっておりまして、これは増加する面積は2, 234が正しいというふうに考えてよろしゅうございますか。以上でございます。

議長 はい。事務局のほうからお願いします。

農地係長 はい。すみません。そこのご指摘もありがとうございます。下のほうの1筆書いた一番下の合計がまず2, 234にならにやいかんのが2, 334になっております。そこが自作地になってまた契約後の経営予定面積のこの面積の欄もちょっと減ってくるようになります。3, 969平方メートルになります。すみません。ご迷惑をかけます。

議長 よろしいでしょうか。ただいまの説明で。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に筆番号4番を議題とします。この案件につきましては議席番号18番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の10ページ、筆番号4番、所有権の移転に関する案件です。申請農地および所有権の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。調査書の3ページのとおり判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。筆番号4番につきましては原案どおり決しましたのでお知らせをします。以上をもちまして議案第31号3件、議案第32号4件、議案第33号6件、議案第34号1件、議案第35号1件、計5議案15件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間のご審議誠にありがとうございました。